議会議員の定数及び任期の取り扱いについて(参考資料)

1 定数について

市町村議会議員の定数は、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、人口を基準に算定されることとなっており、合併が行われた場合には、基本的にはこの原則に基づいて新しい市町村の人口を基準として定数が算定されます。

【参考】

市町村議会議員の定数(地方自治法第91条第1項)について 減数条例により定数減可能 地方自治法第91条第2項

(市町村の議員定数) 改正地方自治法第91条第1項 (平成15年1月1日から施行)

_	人口 2 千人未満の町村	1 2 人
_	人口2千人以上5千人未満の町村	1 4 人
Ξ	人口 5 千人以上 1 万人未満の町村	18人
四	人口1万人以上2万人未満の町村	2 2 人
五	人口 5 万人未満の市及び人口 2 万人以上の町村	26人
六	人口5万人以上10万人未満の町村	3 0 人

阿蘇中部4町村議員数等

平成15年5月1日現在

町 村 名	一の宮町	阿蘇町	産山村	波野村	計
議員数	16名	18名	10名	10名	5 4 名
任 期	H19. 4.29	H18.11.14	H19. 4.29	H19. 4.29	
合併日 想定日	H16. 3.31	H16. 3.31	H16. 3.31	H16. 3.31	
残任期間	3年1月	2年8月	3年1月	3年1月	
合併日 想定日	H17. 3.31	H17. 3.31	H17. 3.31	H17. 3.31	
残任期間	2年1月	1年8月	2年1月	2年1月	

2 原則及び特例による議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(1)概要

阿蘇中部4町村が新設合併することにより、一般原則として4町村の議会議員は、すべて その身分を失うことになります。しかし、市町村の自主的な合併を推進するため、議会議員 の定数・在任について一般原則によらない特例措置が講じられています。(市町村の合併の特 例に関する法律第6条・第7条)

(2)特例の概要

議会議員の定数及び任期については、

合併特例法を適用しない(原則による選挙)

合併特例法第6条による(定数に関する特例)

合併特例法第7条による(在任に関する特例)の3つの選択肢があります。

原則による場合

・4町村の廃止と同時に4町村の議員が失職し、改正地方自治法第91条第2項の区分に応じ定数(26名以内)を定め、50日以内の選挙となります。(合併後最初に行われる一般選挙。以下「設置選挙」という。)

【合併】

一の宮町	16人		任期4年	任期4年
阿蘇町	18人			
産山村	10人		定数26人以内	定数26人以内
波野村	10人			
		【設置	置選挙】 【-	-般選挙】

(合併後50日以内)

定数特例の場合(市町村の合併の特例に関する法律第6条)

・4町村の廃止と同時に4町村議員が失職し、改正地方自治法第91条第2項の定数の 2倍を超えない範囲(26名×2=52名以内)で定数を定め、50日以内の選挙と なります。

【合併】

一の宮町	16人		任期4年		任期4年
阿蘇町	18人				
産山村	10人				
波野村	10人		5 2 人以内		定数 2 6 人以内
		【設置	置選挙】	[-	·般選挙】

(合併後50日以内)

在任特例の場合(合併特例法律第7条)

・合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き合併市(町)の議員として在任することができます。

【合併】

		任 期 2年以内	
一の宮町	16人		
阿蘇町	18人	4町村の議員全員	
産山村	10人	が在任	
波野村	10人		
計	5 4人	5 4 人全員	定数 2 6 人以内

【設置選挙なし】

【一般選挙】

3 参考(最近の他の市町の取扱い例)

市町名	取扱い	市町名	取扱い
あさぎり町	在任特例(1年1月)	篠山市	在任特例(1年1月)
ひたちなか市	在任特例(1年)	西東京市	在任特例(2年)
あきる野市	在任特例(1年10月)	さいたま市	在任特例(2年)

4 選挙区の特例と議会議員の定数及び任期の取扱いについて

上記2(2)の取扱いに、選挙区の特例を加えた場合は次のとおりです。

- 1 原 則+選挙区の特例(定数は人口比例による)の場合

- ・定数(26名以内)を定め、50日以内の選挙となります。
- ・その他の取扱いについては、下記の 1を参照。

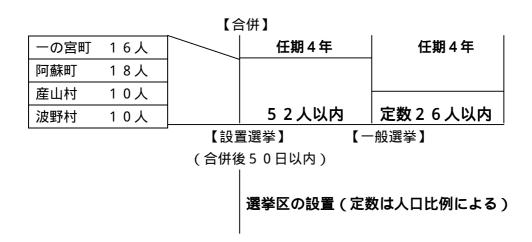
- 2 原 則+選挙区の特例(定数は人口比例によらない)の場合

- ・定数(26名以内)を定め、50日以内の選挙となります。
- ・その他の取扱いについては、下記の 2を参照。

- 1 定数特例+選挙区の特例(定数は人口比例による)の場合

(合併特例法第6条、公選法第15条第6項)

- ・定数の 2 倍を超えない範囲(26名×2=52名以内)で定数を定め、50日以内の 選挙となります。
- ・特に必要があるとき(例えば、町村合併等のため地域が広大である等)は、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができます。
- ・各選挙区ごとの定数は、原則として人口に比例して、条例で定めることになっていま す。



- 2 定数特例+選挙区の特例(定数は人口比例によらない)の場合

(合併特例法第6条、公選法第15条第6項、公選法施行令第9条)

- ・定数の 2 倍を超えない範囲 (26名×2=52名以内)で定数を定め、50日以内の 選挙となります。
- ・特に必要があるとき(例えば、町村合併等のため地域が広大である等)は、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができます。
- ・市町村の配置分合があった場合には、関係区域を区域とする選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員定数は、人口に比例しないで定めることができるとされています(公選法施行令第9条)。ただし、この特例は、設置選挙に限って適用され、次の一般選挙からは原則によることが適当であると解されています。

(合併後50日以内)

選挙区の設置 選挙区の廃止 (定数は人口比例 選挙区の設置 によらない) (定数は人口比例による)

- 1 在任特例適用後の選挙区の設置について

・在任特例を適用した後の最初の一般選挙においては、人口に比例しないで選挙区ご とに定数を定めることはできないと解されています。

【合併】

		任期2年以内	
一の宮町	16人		
阿蘇町	18人	4 町村の議員全	
産山村	10人	員が在任	
波野村	10人		
計	5 4人	5 4 人全員	定数 2 6 人以内

【設置選挙なし】 【一般選挙】

選挙区の設置

定数は人口比例による 可 定数は人口比例によらない 不可